

## 第1章 被災住宅の応急復旧体制の概要

# 1. 被災住宅の応急復旧

## (1) 被災住宅の応急復旧の目的

○ 風水害等による被災住宅を迅速に復旧し、被災者の自宅生活の早期再開を図るものである。

## (2) 想定する災害

○ 災害の規模は、台風や集中豪雨等の風水害により、比較的広い範囲で家屋被害が発生し、被災地域の事業者等のみでは、対応が困難な災害とする。

※ 風水害とは、台風や集中豪雨等によって生じる「洪水害」、「土砂災害」、「高潮害」及び「風害」の総称であるが、このうち、法面の崩壊や土砂崩れ等の「土砂災害」による家屋被害は、応急復旧が困難であるため、このマニュアルによる復旧の対象としていない。

○ 風水害の特徴は、地震災害と異なり、大雨や台風災害では気象情報等を基に災害対応の心積もりが可能で、災害活動準備に入る時間的な余裕があることから、マニュアルに基づき準備することの意味は大きい。

## (3) 応急復旧工事の定義

○ 応急復旧工事には、下記のような様々な工事がある。

※ 被災箇所と直接関係のない部位の修繕工事は除く。

### (応急措置)

	目的	応急措置
①	雨水、風の流入防止	ブルーシート掛け
②	二次損壊防止	仮留め、倒壊、飛散防止措置等
③	土砂、雨水の排除	バキュームやポンプ等、専用機材による排除
④	取りあえずの生活空間の確保	仮置き床用合板敷き、睡眠スペース置敷き等

### (住宅機能回復工事)

	必要な住宅機能	住宅機能回復工事
①	就寝	寝室の修繕
②	炊事、洗濯、入浴、排せつ等	キッチン、浴室、トイレ等の修繕
③	雨漏り防止、戸締り防犯等	屋根、外壁、開口部等の損壊部分の修繕

(4) 応急復旧工事に必要な復旧作業と対応する職種

必要な応急復旧作業		必要な業種	応急措置						住宅機能回復工事					
			水害			風害			水害			風害		
			床上浸水	床下浸水	土砂流入	屋根破損	外壁破損	開口損傷部	床上浸水	床下浸水	土砂流入	屋根破損	外壁破損	開口損傷部
調査、見積等	現場調査、応急措置、復旧方針提案等	建築士など	○	○	○	○	○	○						
	住宅機能回復工事の見積、契約、管理	建築士など							○	○	○	○	○	○
応急復旧工事	ブルーシート掛け	大工 とび・土工			○	○	○	○						
		屋根工				○								
	基礎の土砂、水の排除と仮設工事	大工 とび・土工	○	○	○	○	○	○						
	床下、土間の修繕	大工 とび・土工							○	○	○			
	構造軸組の修繕	大工	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	屋根材の修繕、葺き替え	屋根、板金										○		
	外壁材の修繕、張り替え	大工、左官 タイル・レンガ 板金							○		○		○	
	開口部の修繕、取り替え	大工、ガラス工 建具							○		○			○
	雨樋の修繕、取り替え	大工、板金										○		
	内装材（建具、畳等）の修繕	大工、左官 内装仕上、建具	○		○				○		○	○	○	○
	電気配線の修繕	電気	○	○	○									
	住宅設備器具の修繕	管		○	○	○			○		○			
大工、内装仕上 建具								○		○				

## 2. 応急復旧活動の主体

### (1) 活動主体

- 島根県（防災部、土木部建築住宅課等）
- 市町村（防災担当、住宅担当等）
- 建推協（島根県建築住宅施策推進協議会をいう。）
- 協力会（応急復旧工事協力会をいう。）
- 相談員（島根県被災住宅応急復旧相談員をいう。）

### (2) 活動主体ごとの主な役割

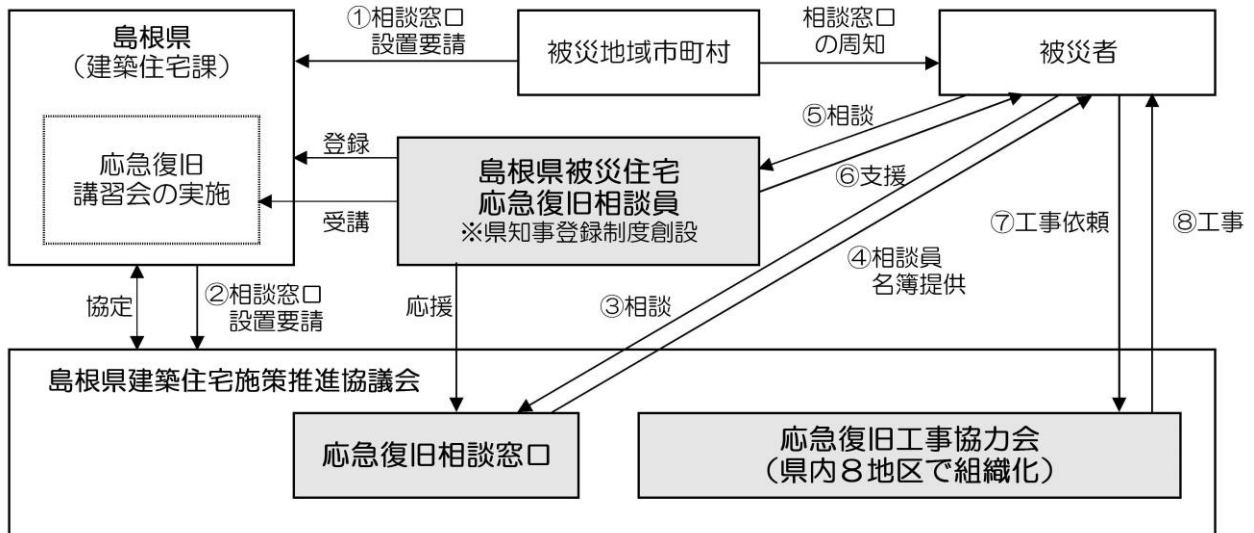
	平常時	災害発生時
○島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧体制構築に係る市町村との協議</li> <li>・ 住宅の応急復旧活動について「地域防災計画」に織り込むことの検討</li> <li>・ 県レベルの事業者団体と市町村との仲介等</li> <li>・ 地域間の応援協力体制整備に係る他の都道府県との情報交換及び調整作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村及び事業者団体への支援、指導</li> <li>・ 国土交通省中国地方整備局建政部及び市町村との災害情報の交換</li> <li>・ 建推協に対する相談窓口設置の要請</li> </ul>
○市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧体制構築に係る島根県との協議</li> <li>・ 住宅の応急復旧活動について「地域防災計画」に織り込むことの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県に対する相談窓口設置の要請</li> <li>・ 協力会の応急復旧活動に対する協力、支援</li> <li>・ 県や協力会との災害情報の交換</li> </ul>
○建推協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧活動に必要な事業者、技能者の確保</li> <li>・ 協力会設立に向けた準備</li> <li>・ 構成団体へ協力会参加の呼びかけ</li> <li>・ 緊急時の連絡体制の整備</li> <li>・ 地域間の応援協力体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（市町村）の要請に基づく相談窓口の設置</li> <li>・ 被災者への「登録事業者リスト」の提供</li> <li>・ 地域間の応援協力体制の枠組みにおける応援協力体制の発動</li> </ul>
○協力会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧活動を行う事業者として協力会に登録</li> <li>・ 応急復旧講習会への出席等</li> <li>・ 復旧活動の広報等</li> <li>・ 連絡体制整備への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧工事の実施</li> <li>・ 地域間の応援協力体制の枠組みにおける応援協力活動</li> </ul>

### 3. このマニュアルが提案する応急復旧体制

#### 応急復旧体制の概要

○ 災害発生時に、島根県、市町村、建推協及び協力会の登録事業者は、相互に連携し、下記の活動を行う。

- ① 市町村は、島根県（建築住宅課）を通じて建推協に対し、相談窓口の設置を要請する。
- ② 建推協は、相談窓口を設置し、事業者の紹介を求める被災者に「協力会登録事業者リスト」を提供する等、相談対応を行う。
- ③ 被災者は、「協力会登録事業者リスト」等を参考に、登録事業者に応急復旧工事の実施を依頼する。
- ④ 登録事業者は、安心かつ迅速な応急復旧工事を実施する。
- ⑤ 被災地域の登録事業者だけでは迅速な応急復旧が困難な場合、建推協は他地域からの応援協力について調整を図る。



## 4. 島根県建築住宅施策推進協議会と応急復旧工事協力会

### (1) 応急復旧工事協力会の組織

- 応急復旧工事協力会（以下「協力会」という。）は、次の地区毎に組織する。  
松江・安来地区、雲南地区、出雲地区、大田地区、邑智地区、浜田・江津地区、益田地区及び  
隠岐地区
- 協力会は、登録事業者を構成員とする。

### (2) 応急復旧工事協力会登録事業者に関する事項

- 応急復旧工事協力会の登録事業者（以下「登録事業者」という。）の心得等
  - ① 登録事業者が所在する市町村に災害が発生した場合、積極的に被災住宅の応急復旧活動を行う。
  - ② 被災住宅の応急復旧に関する相談窓口業務に協力する。
  - ③ 他の地域での災害発生において、応援協力の要請があった場合は対応する。
  - ④ 平常時、防災に関する講習会や防災訓練等に積極的に参加する。

### (3) 協力会の組織に係る島根県建築住宅施策推進協議会の役割

- 建推協は、構成団体を通じて協力会に登録する事業者を募集、登録する。
- 建推協構成団体は、所属の事業者に対し、登録事業者の役割、応募条件、登録事業者としての心構え等を事前に説明する。  
※ 登録事業者の情報に関しては、地域住民等に対して公開されることが前提になる。
- 登録事業者が災害時の住宅の応急復旧活動を積極的に実施するということを、地域住民に認識してもらえるように、下記に例示するようなPR活動を行うことが重要である。
  - ① 登録事業者は、「応急復旧に協力する事業者」であることを告知するステッカー等を作成し、登録事業者の事務所入口、運搬車両等に掲示する。
  - ② 平常時から、市町村等は、そのホームページで、「協力会登録事業者リスト」を公開する。

## 5. 地域間の応援協力体制

### 地域間の応援協力体制の必要性

- 大規模災害では、事業者自身も被災者となる可能性があり、被災地域の応急復旧活動に支障をきたすことが想定される。
- 災害時に被災地域内の事業者不足により復旧活動の停滞が生じた場合、被災地域外の事業者に応急復旧活動に協力してもらう必要がある。
- 地域間の応援協力が迅速かつスムーズに実施されるように、相互協力の観点から、協力会同士が提携関係を結び、平常時から体制を整備しておかねばならない。
  - ※ この「地域間の応援協力体制」は、風水害以外の災害（地震等）にも有効に機能すると考えられる。
  - ※ 特に設備関係の専門工事業者は、公共施設の応急復旧工事との重複により、急速に人手不足になることが想定されるため、あらかじめ事業者や提携先を準備しておくことが望まれる。